

「生命(いのち)の安全教育」をのりこえる —「性と人権」・「暴力と安全の確保」に関する確かな教育プログラムを—

水野 哲夫

MIZUNO TETSUO

一橋大学等非常勤講師、性教協代表幹事、本誌編集長

はじめに

2023年度から全公立学校で実施が予定されている「生命(いのち)の安全教育」とは何なのでしょうか。

文科省の「生命(いのち)の安全教育 指導の手引き」(2021.4.16)の説明によると、「子供を性暴力の当事者にしないため」のものとされています。つまり、「生命の安全教育」とは「性暴力に関わる安全(安全確保)教育」なのです。

性暴力と安全確保は、これまで学校教育においては真正面から取り上げられてこなかったテーマです。これを学習のテーマとして取り上げた点で重要なプログラムであることは確かです。

しかし、「生命の安全教育」という名称から「性暴力に関わる安全教育」という中味を想像することは難しく、現在実施されている「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育・防災教育」と混同しやすいものとなっています。これにも理由と事情がありますが、それについては後述します。

この論考では、

I. 「生命の安全教育」のスタートに至る経過。

そこから見えてくるもの

II. 目標実現のために。理論と実践両面からの検討と改善提案

III. 大人は性暴力に対してどのような認識を持つべきか

について述べていきます。

I. 「生命の安全教育」のスタートに至る経過。そこから見えてくるもの

○経過の概観

大まかに言うと、性暴力をなくするという世論の高まりとそれを受けた行政の取り組みが「生命の安全教育」を生み出したと言えます。

2017年の刑法性犯罪規定改正と、その「附則」にある「3年後の見直し」の年である2021年に向けた、よりよい法改正と性暴力の根絶を求める当事者・支援団体をはじめとした人びとのロビー活動や、2019年からの「フラワーデモ」などの取り組み、そして世論が政治と行政を動かし、省庁横断の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(以下「強化の方針」)を作らせました。

政府が被害者の声を聞きつつ性暴力や性犯罪対策に各省庁横断で一丸となって取り組むこと自体が初めてと言ってよいことでした。

「生命の安全教育」はこの「強化の方針」の一環としてスタートしたのです。

「強化の方針」作成にいたる政治と行政の動きを表にしてみました。市民の運動はフラワーデモのみを取り上げています。(表1)

「取り組みなど」の最初に挙げた「ワンツー議連」とは、自民党「性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟」の通称です。

注)「ワンツー」とは「1 is 2 many!」のこと。2014年4月末、オバマ大統領(当時)がYouTube上の公共広告で述べた「1 is too many=たった一度だけ起きたとしても多すぎる」という言葉の「too」を「2」と表記した。

「ワンツー議連」の決議では、「性暴力は被害者の人権を蹂躪し…許すことのできない行為である」とし、「緊急に対応すべき項目」として、「学校教育現場における性暴力・性犯罪に対する教育の推進…、教職員に対する監督指導を徹底する」を提起しています。

この決議が、2020年4月からの政府「関係府省会議」につながったことは明らかなです。

表1 「強化の方針」作成にいたる政治と行政の動き

(著者作成)

	取り組みなど	性暴力か性犯罪か	性暴力は何を侵害していると捉えるか
2018.3.19	自民党「ワンツー議連」決議	性暴力	人権を蹂躪する行為
2019.4.11	東京駅前デモフラワーデモ開始	性暴力	
2020.4.2	「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」第1回会合	性犯罪・性暴力	人権を踏みにじる(橋本大臣発言)
2020.6.5	自民党政務調査会の緊急提言	性犯罪	人格や尊厳を著しく侵害
2020.6.5	公明党 PT	性犯罪・性暴力	尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害
2020.6.11	「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」第2回会合	性犯罪・性暴力	人権を著しく傷つける重大な人権侵害(橋本大臣メッセージ)
2020.6.11	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(案)	性犯罪・性暴力	尊厳を著しく踏みにじる行為

○性暴力か性犯罪か

表の項目「性暴力か性犯罪か」は、性暴力の捉え方を判断する上で一つの大切な指標だと考えられます。

ジャーナリストの小川たまかさんによると、「被害者が警察に届け出ることができない、被害を立証できない、などの理由から『犯罪』としてカウントされていない被害も少なくない。このため、当事者や支援者の間では『性犯罪』ではなく『性暴力』の言葉が使われることが多い」とのことです。

「性暴力」、「性犯罪」、「性犯罪・性暴力」、「性暴力・性犯罪」。それぞれの言葉は、性暴力に対する認識の違いを反映しています。どの言葉を採用するかに関しても「綱引き」があったことでしょう。結局「強化の方針」では、「性犯罪・性暴力」となりました。

○性暴力は何を侵害するのか

表には「性暴力は何を侵害していると捉えるか」という項目を作りました。

性・セクシュアリティを人権と不可分のものとする立場からは、性暴力が人権侵害だということとは自明なのですが、人権侵害という表現を避ける立場があるということに着目しました。

この「何を侵害しているか」をめぐっても「綱引き」が行われたことは想像に難くありません。表にまとめたさまざまな表現は、その「綱引き」の一端を示すものだと考えられます。

結局「強化の方針」では「被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為」とされました。

大きな違いは「人権」との関わりが明確にされているかどうかという点です。「ワンツー議連」決議にあった「人権（蹂躪）」という位置づけは消えてしまいました。なぜそうなったのか、理由は分かりません。

関係府省会議第1回会合は2020年4月2日に開かれ、2回目の6月11日には「強化の方針」案をまとめました。この速いスピードは異例のものです。

6月5日には自民党政務調査会と公明党のプロジェクトチーム(PT)が政府に対して「緊急提言」と「提言」をそれぞれ行いました。

それらにおける性暴力・性犯罪という用語の問題、何を侵害するかのかの捉え方などについての違いを見ておいてください。

○「強化の方針」と「生命の安全教育」

6月の関係府省会議第2回会合でまとめられた「強化の方針」には5つの課題と方針及び推進担当省庁が示されています。(表2)

5番目の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」が文科省関連の課題です。その内容は以下の5つです。

(ア) 生命（いのち）の安全教育の推進【文科省】

(イ) 学校等における教育や啓発の内容の充実

【文科省・内閣府・警察庁・関係省庁】

(ウ) 学校等で相談を受ける体制の強化【文科省・

厚労省・関係省庁】

(エ) わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分

【文科省・厚労省・関係省庁】

(オ) 社会全体への啓発【内閣府・警察庁・文

科省・関係省庁】

文部科学省独自課題として最初に掲げられているのが、「生命（いのち）の安全教育の推進」です。

この教育プログラムが、教育の側からの構想ではなく、「性犯罪・性暴力対策の強化」という政策課題の推進のために政府から要請され、それにもとづいて構想されたという点は、その積極面と問題性を考える上で押さえておく必要があります。

表2 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(著者作成)

	課題と方針	推進担当省庁
1	刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処	【法務省・関係省庁】
2	性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	【法務省】
3	被害申告・相談をしやすい環境の整備	【警察庁】
4	切れ目のない手厚い被害者支援の確立	【内閣府・関係省庁】
5	教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	【文科省・関係省庁】

○命名をめぐる

「生命の安全教育」という名称が一般的な安全・防災教育と混同されやすいことについては前述しました。当然この命名にも理由と事情があります。

この命名が上川陽子前法務大臣によるということを「ワンツー議連」関係者にメールで問い合わせたことができました。

関係者の話の要点は以下のとおり。「命名者は上川陽子前法務大臣。この教育の本質は生命と（性暴力からの国民の）安全（確保）という理解のもと、上川氏は『生命の安全教育』と名付けられたと理解している。加えて、『性教育』を連想させる命名だと要らぬ議論を喚起する恐れがあるという点も考慮して、『性暴力からの国民の安全確保』というこの教育の本質がストレートに伝わるネーミングにしたということも言える」。

当時法務大臣だった上川氏が、文科省が構想・実施する教育プログラムの命名をするというのはどうなのかと言いたところですが、それはひとまずおきます。

この教育の本質をストレートに伝えたいなら「性暴力からの安全確保教育」などが良いにもかかわらずそうしなかったのは、『性教育』を連想させる命名だと要らぬ議論を喚起する恐れが

ある」からだという点が注目です。

さまざまな世論調査において「まともな性教育」を求める声は国民的なものです。世間でごく普通に使われている「性教育」という言葉が「要らぬ議論を喚起する恐れがある」世界とはどのような世界なのでしょう。

それは、2000年代はじめに全国で暴圧をふるった「性教育バッシング」推進勢力が大手を振るう世界です。七生養護学校裁判における2013年の最高裁判決を受け、正面切った性教育否定はしにくくなりました。しかし、当時バッシングを推進した議員たちは今も健在で、政治権力の中心にいます。上川氏による「生命の安全教育」の命名事情は、自民党という政党がそのような世界であることを教えてくれています。

命名の理由からは、バッシング勢力に対する忖度がうかがえます。バッシングは、今も一部の政治家や省庁にこそ桎梏（しっこく＝自由を束縛するもの）としてはたき続けているのです。

Ⅱ 目標実現のために。理論と実践両面からの検討と改善提案

○実施プランと改善意見の集約をめぐって

「生命の安全教育」の最新の実施プランは次の

表3 「生命の安全教育」の実施プラン

（著者作成）

2021 年度	○性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業 （応募した全国 13 都道府県の 49 校・園）
2022 年度	○指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善する
2023 年度	○全国の小中高の各学校において教育の開始

ようになっています。(表3)

説明によると、教材や指導内容への改善提案が認められるのはモデル事業実施の学校や教育委員会に限られており、パブリックコメントのように意見を集める仕組みはありません。全公立学校での実施を予定している重要な教育プログラムにもかかわらず、このような閉鎖的な進め方では、改善は難しいのではないのでしょうか。

○「指導内容」の全体像を見る

文科省は「指導の手引き」の中で指導内容を表にして示しています。(表4)

5歳から20歳までの年齢の幼児・児童・生徒・学生に対する指導内容一覧です。

すべての年齢で共通に指導するのは「自他の尊重（自分と相手の心・身体の尊重）」のみです。確かにこれは大切なことです（この内容が「自他の人権の尊重、身体の権利の尊重」と明確に

されるならばベターですが）。

他の指導内容は年齢によって異なっています。これを「発達段階に即したもの」と見ることもできるでしょう。

しかし、「性暴力について」の学びが中学校から始まるという計画は適切なものと言えるでしょうか。現実には幼児期の子どもも性暴力被害を受けていることを考えると、中学生になってから学ばばいいとは言えません。性暴力に関する学びは幼児期から必要なのです。

○「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の「暴力と安全確保」では

『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（以下『ガイダンス』）における学習内容と学習計画は「生命の安全教育」とはかなり違います。『ガイダンス』のキーコンセプト4「暴力と安全確保」の学習イメージを模式図にすると次のようになり

表4 各段階における指導内容（一覧）

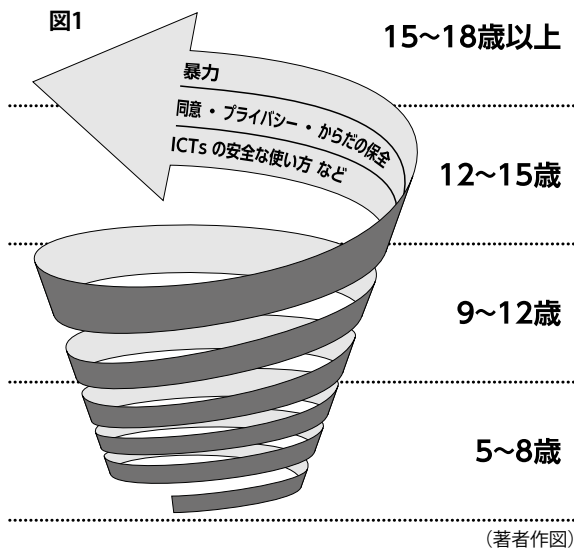
（文科省「生命の安全教育」指導の手引き 2021.4.16から作図）

年齢		幼児期			小学校						中学校			高校			大学	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
指導内容	自他の尊重 (自分と相手の心・身体の尊重)																	
	水着で隠れる部分																	
	SNS の危険性																	
	性暴力について																	
	デート DV																	
	JK ビジネス																	
	セクシュアルハラスメント																	
	レイプドラッグ 酩酊に乗じた性暴力																	
	AV 出演強要																	

ます。(図1)

「生命の安全教育」と最も異なる点は、すべての学習テーマをすべての年齢で学ぶという点です。そして、学習テーマは年齢グループに応じて、「らせん型」に発展させられているという点です。

注) 4つの年齢グループは、「5～8歳」「9～12歳」「12～15歳」「15～18歳以上」です。



「暴力と安全確保」では、「暴力」「同意、プライバシー、からだの保全」「情報通信技術(ICTs)の安全な使い方」というテーマについては4つの年齢グループすべてで学ぶよう設定されています。

注) それぞれのテーマ中の具体的な学習内容は年齢グループごとに違いがあります。

○「生命の安全教育」教材改善のための具体的な提案

「性暴力に関わる安全(確保)教育」としての「生命の安全教育」の本来の目標を達成するために、現在の学習内容をどのように改善していったらいいでしょうか。

学習内容は、幼児期、小学校低中学年、小学

校高学年、中学校、高校、高校卒業前、特別支援教育の各段階に応じてモデル教材が作られ、文科省のホームページに公開されています。

各段階の教材すべてを検討することは難しいので、これらの教材において考えるべきポイントを以下の3つに絞り、具体的な改善の提案をします。

- ①「性教育なき性の安全教育」である点
- ②「ほかの人に見せたり、さわらせたりしないようにしよう」から始まる点
- ③児童・生徒がリアリティを感じられる指導に改善する実践の提案

①「性教育なき性の安全教育」である点

日本の学校では「性教育」(文科省の言う『学校における性に関する指導』)は充分には行われていません。

性行動はもちろん、性器の名称すら知らないままの児童や生徒もいます。「生命の安全教育」では、「プライベートゾーン」あるいは「水着で隠すところ」という表現をしています。それだけでは被害を正確に伝えることは不可能です。性の学びが必要です。

子どもと若者に必要とされる性教育の内容は、『ガイダンス』が示しているように、包括的で総合的なものですが、自分自身が自分の身体の主人公であるという「からだの権利」の認識、性器を含む自分の身体に関する知識、人間関係に関する知識、性行動が人間にとって持つ意味等はとりわけ必須です。

現行の学習指導要領にある「はじめ規定」が小学校や中学校での性行動に関する学習を阻害

していることは事実です。

しかし、文科省自身が川田龍平議員への答弁書（2018年）で『『はじめて規定』は、これらの発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨』、「学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる」と述べていることを見逃してはなりません。

改善：幼児、小学生に対して子ども向けの性に関する絵本などを使って、基本的な性器の名称やはたらきなどを指導することが可能です。

- 『あっ!そうなんだ!わたしのからだ』（中野久恵 星野恵 エイデル研究所 2021）
 - 『だいじ だいじ どーこだ』（遠見才希子 大泉書店 2021）
 - 『人間と性の絵本 第2巻 からだってステキ!』（浅井春夫 大月書店 2021）（表5）
- ②「ほかの人に見せたり、さわらせたりしないようにしよう」から始まる点。

小学校用の教材には「水着で隠れる部分は、自分だけの大切なところ」という説明があり、「水着でかくれる部分は、自分だけの大切なところで、ほかの人に見せたり、さわらせたりしないようにしよう」と続きます。

これはこれでもっともな説明なのでは、と感じられる方もおられることでしょう。

この説明の問題点を浮き彫りにするために、レイチェル・ブライアンさん（アメリカ）が制作したアニメ、「Consent for kids」を見てみましょう。

以下のQRコードで「Consent for kids」（日本語版）にアクセスできます。



アニメの最初のメッセージは、「これはあなたのからだで、それをどうするかはあなたが決めることです。あなた以外の誰にもそれを決める権利はありません」です。身体の周りに点線で境界（バウンダリー）が描かれ、その中の自分のからだはすべて自分だけのものだということが表示されています。水着で隠れるところだけが

表5 絵本『あっ!そうなんだ!わたしのからだ』と生命の安全教育スライドの比較

（著者作成）

絵本『あっ!そうなんだ!わたしのからだ』	生命の安全教育スライド（幼児期）
からだのしくみ、性器の名称などに触れている ●基本的な性の知識を踏まえる	性に関する知識にはまったく触れていない ●性の知識なしの性の安全教育
じぶんだけがみたりさわったりしていいところ ●「からだの権利」という捉え方	じぶんだけのだいじなところ ●「心がけ」「心がまえ」という捉え方
性暴力、暴力の例がリアルで豊富	同じイラストの流用、パターン貧弱
あなたはわるくないよ	記述無し

「プライベートゾーン」「大切なところ」だと一方的に決めつけてはいません。

「心がまえ」の問題なのか、「境界と同意・自己決定」(=「からだの権利」)の問題なのかの違いなのです。

「心がまえ」と「からだの権利」は、似ているようで違います。さらに『「さわらせてはいけない」を守りなさい」と、「決められるのはあなただけ」とは決定的な違いがあります。

性被害に遭った子どもが、「『さわらせてはいけない』という言いつけを守れなかった」、と自分を責めることは想像に難くありません。おまけに、スライドには「わるいのは加害者」「あなたはわるくない」という記述がないのです。

中学校・高校の「自分と相手を守るもの～距離感ってなに～」から始まる指導についても、「バウンダリーと自己決定」「同意するかしないかはあなただけが決められる」「からだの権利」という視点を補う必要があると思います。

改善：児童・生徒に「Consent for kids」や書籍などで「からだの権利」に関する認識を補うことが可能です。

このことに役立つ書籍を紹介します。

- 『子どもを守る言葉 『同意』って何?』(レイチェル・ブラウン 集英社 2020)
- 『はじめにきいてね、ちょちょちょモンキー 同意と境界、はじめの一步』(ジュリエット・クレア・ベル 子どもの未来社 2021)
- 『考えたことある? 性的同意 知らないってダメかも』(ピート・ワリス 子どもの未来社 2021)

③児童・生徒がリアリティを感じられる指導に改善する実践の提案。

ア、中学校と高校の教材では、「大切な心と体を守るために～よりよい人間関係とは?～」という問いが最初にあります。「よい人間関係ってどういうものか考えてみよう」と続きます。

大事な問いですが、すぐに「自分を大切にし、相手も大切にすること」です、という答え(正解)が示されます。

これだけ大きな問いを提示して、すぐに答えを求め、さらに出来合いの「正解」を示すというやり方は、生徒たちに「答えを覚えればいい」という意識を生み出しがちで、リアリティを感じさせない展開です。

改善：ある程度時間をかけないと人間関係のリアルな学びにはなりません。

ある授業の例を示します。一コマの授業で可能です。

- 問い：これまでの人生で、あなたが体験した人間関係はどんなもの?
- 問い：その人間関係であなかが得たプラスのこととマイナスのことを挙げてみて。精神的なことでも、物質的なことでも、身体的なことでも。
- プラスとマイナスを分けるものは何?
- それらの中で、大切だと思うベスト3を挙げてみると?

たとえばこんな過程を経るだけで、「よりよい人間関係ってなんだろう」という問いはリアリティをもって受け止められるでしょう。この学習活動は、小学校でも十分可能です。

イ、中学校の教材では性暴力の具体例が示されています。

「性暴力とは?」として「あなたが望まない性的な行為の事です」と答えを示しています。的外れな答えではないのですが、「性的な行為」について教育されたことのない生徒にとってはモヤモヤ感の残るものです。

改善：第一歩は、指導する側が「性的な行為とはどういうことか」をはっきりさせておくことです。

『季刊セクシュアリティ』103号「包括的性教育のためのキーワード63」の「40 性交・性行為・性行動と『性的接触』」を参照してください。

ウ、「適切な距離感」の問題なのか、バウンダリー（境界）と同意の問題なのか

中学・高校向け教材では、性暴力は「適切な（心と体の）距離感」を破る行為であるという説明です。「『距離感』を守ろう」というメッセージが大切なこととして繰り返されます。ここでも「指示を守るべし」という徳目的な教育が展開されています。

性暴力は、人間が固有に持っているバウンダリー（境界）を侵害する行為である、というきっちりした捉え方がないのです。同意なき性行為は人権侵害である、性暴力であり、犯罪行為にもなる、というしっかりしたメッセージを届けるべきです。

性暴力の類型としてデートDV、SNSでのセク스팅、セクハラが取り上げられています。また、高校版ではレイプ被害にも触れています。

しかし、生徒・学生にとってもっとも身近な性

暴力である「痴漢」行為については「触れても良い」とされている程度です（※追記：2022年3月の参院文教科学委員会で、「性暴力として痴漢を取り上げる」旨の答弁があった）。

改善：性暴力とは何かについて問い考えることが必要です。「痴漢」を含め、性暴力を人権侵害として捉えるべきです。

エ、異性愛唯一主義的記述

すべてのケースは「男女間」の問題とされています。同性間の性暴力などは問題にもされていません。イラストを見てもそれがよく分かります。性暴力のイラストによる可視化は「棒人間」などによってジェンダーを明示しない形も採用しているのが欧米などのスタンダードです。ジェンダー明示の場合もその趣旨を明示した説明が必要です。

次頁の図2は水野が描いたイラスト改訂です。左が改訂前、右が改訂後です。

「生命の安全教育」教材のイラストやケースとその扱い方は、実際に被害経験を持つ生徒にどのような影響を与えるのかについて考え抜かれたものとは思えません。どんなテーマでも必ず当事者が教室にいることを想定して授業を進めることが大切です。

改善：イラスト描き換えなどは少し絵が描ける人なら可能です。

ここまで見てきて気づくのは、「生命の安全教育」においては性的関係が「良くないこと」「近づくべきでないこと」「犯罪行為につながること」などのネガティブなものとしてしか捉えら

図2



ケース1



れていないということです。授業を受けた小学生が「どうしてそんなにいけないこと（性行為を指す）を大人はしているのだろう」という趣旨の感想を書いたと聞きました。この感想に「生命の安全教育」の性の捉え方の問題点が凝縮されています。

人間の性を「セクシュアリティ」として捉え、性行動を豊かに捉える視点が求められています。

Ⅲ．大人は性暴力に対してどのような認識を持つべきか

「生命の安全教育」改善のためにいくつかの提案をしてきました。サークルや職場などでさらに創意工夫に満ちた提案がされることを期待しま

す。本誌や性教協会報、メーリングリスト、リモート学習会などを通じて大いに交流しましょう。

最後に大人の性暴力認識について考えていただきたいと思います。

「生命の安全教育」が全公立校で展開され、子どもたちからの性暴力被害に対する訴えや相談が、教員をはじめとした大人たちにこれまで以上に寄せられるでしょう。

その時、私たち大人が性暴力に対してどういう認識を持っているかが極めて大切です。

本誌103号「キーワード63」の4「性と暴力」の章や、『ガイダンス』のキーコンセプト1「人間関係」、3「ジェンダーの理解」、4「暴力と安全確保」などを手がかりとして、性暴力に対する最新の知見を学んでいきましょう。

水野 哲夫（みずの てつお）

1953年長野県生まれ。慶應義塾大学文学部卒業。白梅学園大学・一橋大学・大東学園高校・非常勤講師、一般社団法人「人間と性」教育研究協議会（性教協）代表幹事、本誌編集長。共著書『改訂新版 ヒューマン・セクソロジー』（子どもの未来社、2020年）、『人間と性の絵本』（大月書店、2021年）など。

